

## 万引き防止対策「モデル店舗」認定要領

(目的)

第1 「万引きさせない店づくり」の一環として、万引き防止対策の模範となる店舗をモデル店舗と認定し広報啓発することにより、業界等(小売店舗等)の意識高揚を図ることを目的とする。

(認定機関)

第2 認定機関は、「東京万引き防止官民合同会議」とする。

(認定対象店)

第3 認定の対象となる店舗は、東京都内において営業している店舗とする。

(認定基準)

第4 別表1「万引き防止対策「モデル店舗」認定基準表」(以下、「認定基準表」という。)のとおりとする。

ただし、認定基準細目については、第7に規定する認定委員会で別途定めるものとする。

(業態区分)

第5 業態区分は、別表2「業態区分表」によることとし、その区分毎に認定する。

(申請方法)

第6 モデル店舗認定の申請は、次の各号に定める団体等が別表4「申請書」を作成し「東京万引き防止官民合同会議」(事務局)へ提出することによる。

(1) 東京万引き防止官民合同会議の関係業界・団体

(2) 管轄する警察署設置の万引き防止連絡会(生活安全課)

2 その他店舗等の防犯責任者からの申請については、前項に規定する団体等を通じて行うことができるものとする。

(認定委員会)

第7 本制度の審査機関として、認定委員会を置くものとする。

2 認定委員会は、別表3「認定委員会構成員」で構成するものとする。

(審査)

第8 東京万引き防止官民合同会議は、第6に規定する申請があったときは、「認定委員会」を招集し、第4「認定基準表」に規定する要件を満たしているか審査するものとする。

この場合において「認定委員会」は、申請者への意見聴取及び店舗の現地調査を行うことができる。

(認定)

第9 「認定委員会」は、前第8の規定による審査の結果、第6に係る申請の店舗が第4「認定基準表」に規定する要件を満たすと認められた場合には、その店舗を認定するものとする。

(認定証)

第10 認定証は、別表5「万引き防止対策「モデル店舗」認定証」のとおりとする。

(認定証の交付)

第11 東京万引き防止官民合同会議は、「モデル店舗」として認定した店舗に係る申請団体等へ認定証を交付するものとする。

2 申請団体等は、前項の認定証の交付を受け、当該モデル店舗の防犯責任者へ認定証を授与するものとする。

(認定証の効力等)

第12 認定証は、防犯責任者が交代した場合には効力を失うものとする。ただし、交代した防犯責任者は、前任の防犯責任者が認定を受けた際の申請内容と同様の万引き防止対策を行っている場合、再申請を行うことにより書類審査のみでモデル店舗の認定を受けることができる。

(事務局)

第13 東京万引き防止官民合同会議の事務局は、警視庁生活安全部生活安全総務課に置くものとする。

2 事務局は、東京万引き防止官民合同会議の下に、認定に係る総合調整を担当する。

(認定の取消)

第14 東京万引き防止官民合同会議は、次の事由に該当する場合には認定を取消することができる。

- (1) 営業を終了した場合
- (2) 認定基準に該当しなくなった場合
- (3) 認定委員会が認定の取消を必要と認めた場合

(その他)

第15 この要領のほか、必要な事項については東京万引き防止官民合同会議が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。